

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	株式会社太平製作所
【英訳名】	Taihei Machinery Works, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 成田 光將
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

株式会社太平製作所の代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している。財務報告に係る内部統制は、金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準の「内部統制の基本的枠組み」に基づき、整備及び運用されている。財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

我々は、平成22年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の評価を実施した。当該財務報告に係る内部統制の評価に当たり、金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」に準拠した。

内部統制の有効性を評価するに当たっては、まず、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制について評価を行い、その結果を踏まえて業務プロセスに係る内部統制について評価した。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(以下「全社的な内部統制」)及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えるものについては、すべての事業拠点について評価の対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者へのヒアリングを実施することにより、内部統制の整備及び運用状況を評価した。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、連結売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における、事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上高」、「売掛金」、「売上原価」及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象とした。評価の対象とした業務プロセスについては、リスク評価及び自己点検を行い、関係者へのヒアリング、関連文書の閲覧及び内部統制実施記録の検証により、整備状況及び運用状況を評価した。

## 3【評価結果に関する事項】

当該評価に基づき、我々は平成22年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した

## 4【付記事項】

記載すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

記載すべき事項はありません。